

議案第278号

大阪市特別会計条例の一部を改正する条例案

大阪市特別会計条例（昭和39年大阪市条例第78号）の一部を次のように改正する。

本則第6号中「大阪市母子寡婦福祉貸付資金会計」を「大阪市母子父子寡婦福祉貸付資金会計」に、「及び」を「、父子福祉資金貸付事業及び」に改める。

附 則

この条例は、平成26年10月1日から施行する。

平成26年9月9日提出

大阪市長 橋 下 徹

説 明

母子及び寡婦福祉法の一部改正に伴い、大阪市母子寡婦福祉貸付資金会計の名称及び目的を改めるため、条例の一部を改正する必要があるため、この案を提出する次第である。

(参 照)

(太字は改正)

大阪市特別会計条例（抄）

地方自治法（昭和22年法律第67号）第209条第2項の規定により、次の各号に掲げる特別会計を設置し、その目的は、当該各号に定めるところによる。

(1)～(5) 省 略

(6) 大阪市母子**父子**寡婦福祉貸付資金会計 母子福祉資金貸付事業、**父子福祉資金貸付事業**及び寡婦福祉資金貸付事業

(7)～(18) 省 略